

令和3年7月 第2回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和3年7月28日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和3年7月30日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	会計管理者 兼 税務課長	大平弘明君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君	建設課長	川崎順二君
産業経済課長	藤永尊生君	水道課長	橋川貴月君	教育次長	水本淳一君
農業委員会事務局長	金子剛君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件  
（佐々町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件  
（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第4 議案第36号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件
- 日程第5 議案第37号 佐々町印鑑条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第38号 佐々町手数料条例の一部改正の件

- 日程第7 議案第39号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件  
日程第8 議案第40号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件  
日程第9 議案第41号 工事請負契約締結の件（令和3年度 大新田排水機場2号排水ポンプ補修）  
日程第10 議案第42号 令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第4号）  
日程第11 議案第43号 令和3年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 発議第4号 議員の派遣について  
日程第13 閉会中の委員会継続調査  
閉会

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和3年7月第2回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、永安文男君、8番、橋本義雄君を指名します。

— 日程第2 議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件

（佐々町税条例等の一部を改正する条例）—

議 長（淡田 邦夫 君）

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第2、議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第34号 朗読）

次ページ以降につきましては、税務課長をもって説明させますので、よろしくお申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）  
会計管理者兼税務課長。

会計管理者兼税務課長（大平 弘明 君）

それでは、まず議案書に入ります前に、議案書添付の議案第34号税務課資料をお願いいたします。表題に「佐々町税条例等の一部を改正する条例について」になります。

今回の条例の改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、佐々町税条例等の一部を改正する必要性がありましたので、専決処分をさせていただいております。

次に、主な改正の概要ですが、固定資産税関係になります。

「固定資産税の土地の負担調整措置」と書いていますが、1つ目の白丸の文末に記載しているとおり、現行の制度を継続させるもので、期間としましては、令和3年から令和5年度までの3年間になります。

2番目の白丸ですが、記載のとおり、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

次に、車体課税関係ということで、軽自動車税に関連するものでございます。

1つ目は、環境性能割の税率区分の見直しということで、資料の下の表を御覧ください。

この表の中で、軽自動車税という欄の各税額割合に対応する区分が2020年度基準から2030年度基準に変わり、達成割合と数値が変更となったものです。

それから、クリーンディーゼル車に下線と横線が引いてありますが、激変緩和措置として、右の表のとおり改正が行われております。

次のページをお願いします。

環境性能割の臨時的軽減の延長について、消費税10%引上げによる消費落ち込みへの対応により創設されたものですが、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策としての延長、そして現在の感染症の状況や経済の動向などを勘案して、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に、グリーン化特例（軽課）の見直しについては、軽自動車税種別割について、75%軽減部分について、右の表の上の記載の取得期間を2年間延長するものでございます。

この改正も、新型コロナウイルス感染症に対応した改正でございます。

次に、3、個人住民税、住宅ローン控除についての改正は、今回の所得税における措置に対応した、個人住民税の対応になります。

所得税における住宅ローン控除については、改正前は年末までに入居が条件となっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などへ対応するため、一定の期間に契約を行い、令和4年12月末までに入居することで、令和3年の確定申告における住宅ローン控除を適用する措置に対応する改正でございます。

また、二重丸、住宅ローン控除、下の白丸の2行目中ほどに記載をしております、所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額内で、個人住民税から控除することについては、現行制度を継続するものになります。

7月9日の総務厚生委員会の説明の折、御質問がありました、住民税から控除する対象者等についてでございますが、令和3年度当初課税時点での適用者数は420人、町民税控除額は1,609万4,000円となっております。

次に、納税環境の整備の1つ目に、「地方税共通納税システムの対象税目の拡大」と記載しておりますが、地方税の納税を、インターネットを通じて行うことができる地方税納税システム

について、これまでは対象税目が住民税に限られていましたが、今回の改正により、固定資産税、軽自動車税を対象税目に追加することとなっております。

次に、個人住民税の特別徴収税額通知の電子化ですが、現在、特別徴収義務者である事業所を経由して、各納税義務者に紙で送付している税額通知書について、事業者から申出があった場合は、町はe L T A Xを経由して当該特別徴収義務者に提供しなければならないというものでございます。

その他の納税環境の整備につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。

3ページにつきましては、今のところ、本町に該当する項目はございませんので、説明のほうを省略をさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

改正の概要ということで、表に改正の条項等を記載させていただいております。

表の見方ですが、一番上の左側に本町条例第24条第2項の改正に対応する法令が真ん中の列に記載しております。

地方税法施行令第47条の3、そして改正の概要を一番右に記載しておりますが、個別の説明は割愛させていただき、議案のほうに移らせていただきたいと思います。

議案書のかがみの次のページをお願いいたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例。

佐々町税条例等の一部改正。第1条、佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

この改正後の第24条第2項の改正については、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ」を追加しております。これは、所得税法の改正に合わせた改正になります。

2ページをお願いします。

前ページのところから引き続きになりますけども、34条の7、イから3ページのコに関しては、国税の改正に合わせた改正で、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附の範囲の見直しによる文言の追加となっております。

次に、36条の3の2第4項ですが、法律の改正に伴う給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。

次の4ページになります。

36条の3の3第1項ですが、2行目最後から次の行になります。

1ページ目の24条の第2項と同じく、法律改正に伴う文言の修正になります。

次に、中段の第4項ですが、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止による改正でございます。

次に、53条の8第1項、下から2行目になります。

法改正に合わせた退職所得申告書の定義に係る規定の整備によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

53条の9第3項、第4項の追加です。法改正に合わせた退職所得申告書の電子申告に係る税務署長の承認の廃止を追加しています。

次に、81条の4第1項になります。法律改正の読替規定を対象を追加しています。さきのク

リーディングで説明したところの改正になります。

6ページをお願いいたします。

附則第5条第1項の追加については、1ページで説明した内容と同じになります。

附則第6条は、法律改正に合わせたセルフメディケーション税制の令和9年度までの延長による改正になります。

7ページをお願いいたします。

いわゆるわがまち特例の法律改正に伴う改正と条例の項ずれによる改正となります。さきの資料3ページで説明を省略しました主な税負担軽減措置の項目にあたります。

第10条の2第3項から、ページは9ページほどまでになります。改正後の26項までを改正をいたしております。

次に、第10条の4は、適用年度の延長に伴う改正となります。

10条の5は、法の新設に合わせた新設となります。見出しのとおり、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する措置となります。

ページは11ページになります。

第11条の見出しは、説明資料の最初に説明しました固定資産税、土地の負担調整措置に関する見出しの改正になります。

次の11条の2から14ページの13条まで同様の改正が続きます。

15ページの15条第1項は、法改正に合わせた対象年度の改正、2項は特例措置を3年延長したことに伴う改正となります。

16ページをお願いいたします。

15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長する改正となります。

15条の2の2は、地方税法の読替規定が新たに追加されたことに伴う追加となります。

次の16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特化（軽課）に関する改正で、19ページまで続きます。改正の内容につきましては、資料で説明した改正の整備に伴うものでございます。

ページは、19ページになります。

第16条の2第1項法改正に伴う項ずれに対応した改正となります。

次に、22条は、法律の改正に合わせた改正となります。一番下の第26条第2項は、住宅借入金等特別控除の拡充延長による改正で、内容につきましては、資料にて説明したとおりでございます。

21ページをお願いいたします。

佐々町税条例の一部改正。第2条、佐々町税条例（令和2年佐々町税条例第16号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらについては、朗読を割愛させていただきます。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

こちらのほうの改正についてですけれども、法律の改正に合わせて、令和2年の税条例の一部を改正するもので、項ずれによる変更、関連法である国税、法人税法第82条の22、連結確定申告の削除との整合性を図るため、令和2年3月31日改正の修正による本町条例の改正を行ったものです。

詳細につきましては、省略をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

附則。施行期日。第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。以下につきましては、朗読を省略させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第3 議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件

（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第3号）） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第35号専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第35号 朗読）

次ページ以降につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

企画財政課長（藤永 大治 君）

次のページをお願いいたします。

令和3年度佐々町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,917万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年6月14日専決。佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額1,307万円、計8億4,951万9,000円。2項国庫補助金、補正額1,307万円、計1億4,309万5,000円。歳入合計、補正額1,307万円、計60億5,917万3,000円。

歳出。2款総務費、補正額73万3,000円、計6億7,771万3,000円。1項総務管理費、補正額73万3,000円、計5億1,621万1,000円。

3款民生費、補正額1,233万7,000円、計19億9,466万3,000円、2項児童福祉費、補正額1,233万7,000円、計11億9,371万4,000円。歳出合計、補正額1,307万円、計60億5,917万3,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

今回の専決補正につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴う補正予算の専決となっております。

県内の他市町は、6月の定例会での補正予算になっておりまして、他市町同様に、7月中の支給を、この給付金の支給を行うために、6月14日で専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません。少し補足して説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、7月9日に開催された総務厚生委員会のほうでも御説明をさせていただいておりますけれども、先ほど企画財政課長のほうから話がありましたように、7月8日に50世帯122名、610万円の支給を既に完了しておりまして、それ以降の申請が必要な方については、現時点では2件の対応をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第4 議案第36号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第36号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第36号 朗読）

次ページ以降につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（山本 勝憲 君）

それでは、1ページ、開いていただきまして、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

中身につきましては、すみません、4ページをお願いいたします。

佐々町庁舎建設工事基本設計・実施設計業務委託事業者選定委員会、こちらにつきましては、昨年に選定を終わっておりまして、本来なら、委員長報告でありましたとおり、3月の議会で提案すべきところを失念しておりまして、今回、提案するものでございます。

資料をお願いいたします。資料につきましては、附属機関の設置に関する条例の内容につきまして、若干説明させていただいております。

1、附属機関とはということで、附属機関の部分で特別職非常勤職員であって、その中で附属機関、これにつきまして、2ページにつきましてが法令に基づく附属機関の例、その下の個別の条例に基づく附属機関として、これを例を付けております。

今回、この条例に個別の法令とか条例に定めがあるもの以外の附属機関をこちらの条例で設定するという条例になっておりまして、その中から今回必要なくなった、終了した選定委員会の部分を削除するものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。



（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第36号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第37号 佐々町印鑑条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第37号 佐々町印鑑条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第37号 朗読）

住民福祉課長をもって、次ページ以降は説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただければと思いますけれども、今回の改正につきましては、令和2年度から証明書等コンビニ交付システム構築事業として、一昨日の繰越事業のところでも説明をさせていただいておりますけれども、繰越事業として、今進めているところでございます。

御承知のとおり、住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書の5つの証明書について、マイナンバーカードを活用して、コンビニ等で交付ができる、いわゆる各種証明書のコンビニ交付に係るものでございまして、ことしの10月4日からの運用開始へ向けて、条例改正をさせていただくものでございます。

お手元の議案書に添付しております資料の3ページ目を御覧いただければと思いますけれども、総務厚生委員会の折に、改正内容の案として御説明をさせていただいた際、私どもがつくった素案が申請に係る順番として、順不同になるといいますか、そういった改正の素案となっていたものですから、御指摘をいただきましたので、今回、他の市町の条例案等をちょっと

確認をさせていただく中で、今回は条文そのものを申請と交付に分ける形で、13条を申請の条文とし、13条の2に交付という形で整理をさせていただきました。

この3ページにありますように、改正前と改正後というところでは、例えば、改正前の13条の2項に係るものが、左側の改正後の13条の2のほうに移りますよとか、こういった形で見ていただければというふうに思います。

それでは、議案書のほうに移らせていただきたいと思います。

1ページということになります。

佐々町印鑑条例の一部を改正する条例。

佐々町印鑑条例（昭和50年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

まず、ここで第13条の改正でございます。

改正前のところ、見出しのところになりますけれども、印鑑証明書の交付というふうにしておりましたけれども、これを印鑑登録証明書の申請という形での改正となります。

それから次に、同じく13条でございますけれども、これまでの条文にただし書きの部分、以下を追加する形の改正というふうになります。

この改正は、役場の窓口の手続において、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを持っている方は、印鑑登録証は必要なくなりますよというふうな内容の改正ということでございます。

それから、2項につきましては、それぞれ御自身がお持ちの、住民の方がお持ちのマイナンバーカードをコンビニ等の端末で印鑑証明書の交付申請ができるという内容での改正ということになります。

めくっていただきまして、いわゆる、今説明したものが申請の手続ということになりますけれども、この2ページの中ほどになりますけれども、13条の2として、ここが印鑑登録証明書の交付という形で条文を追加する形をとらせていただいております。

先ほど添付資料の3ページのところでも御説明をさせていただきましたが、改正前の第13条の第2項を第1項として、次に、改正前の13条の第3項を第2項として、次に、改正前の13条の第4項を第3項としてという形で、それぞれ新設をさせていただく形をとらせていただいたところでございます。

何度も申し上げますけれども、総務厚生委員会のほうで御指摘を受けた内容を改める形で、元々の第13条の条文を申請と交付に分けさせていただいたところでございます。

次に、第4項ということで、3ページのほうになりますけれども、町長は、前条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、多機能端末機、いわゆるコンビニ等における端末のことですけれども、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとするということで、新たに設けているところでございます。

附則。この条例は、令和3年10月4日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

いわゆるマイナンバーカードを用いたコンビニでの交付について、全般的なことなんですけれども、改めて、いわゆる、そのセキュリティー対策というのはどういうレベルで構築されているのかということですね。

最近、非常に、いわゆるサイバーテロなどで個人情報の流出というのは非常に増えてきているわけで、そういった中で、その特別の対応というのは何かされているのか、確認しておきたい。

それから、その多機能端末からの交付ということになると、そこで、いわゆるそのトラブルというか、機器の不具合による発行のそのトラブルなどというのは、想定はされていないのか、されているとすれば、例えば、印鑑証明書などが、そこで重要な書類が出たときに、実際に不具合があったときには、それに対する損害が生じたりということは考えられないのか、そういうときのその対応というのはどうなるのか。想定されている範囲内で結構なので、お答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（10時35分 休憩）

（10時36分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、御質問の1点目のセキュリティー対策、いわゆる個人情報の関係にあたるかと思えますけれども、これにつきましては、今回の取り組みをするにあたって、町村会のほうで組織される個人情報保護審査会というところにかけて審査をいただいております。

私どものほうの組立て、いわゆる、その国のほうの組立てということになりますけれども、個人の権利侵害、権利利益の侵害に、権利利益を侵害する恐れがあるかないかというふうなところでの話で、今回、専用通信回線の利用及び通信内容の暗号化という形で、データの改ざん加工ができないようにされているということでの御指摘を、御意見をいただいております。

また、キオスク端末と言われる、いわゆる多機能端末では証明書のデータというところを保存しないといいますが、保持しないようになっていますので、利用者の情報というのは、そういった形でセキュリティーは守られている。また、紙についても偽造・改ざん防止処理が施されているというようなことになっているところでございます。

そういったことで、その個人情報保護審査会のほうでも、今回のコンビニ交付に係るセキュリティー上の問題はないというふうな答申をいただいているところでございます。

それから、機器のトラブルというところでございますけれども、具体的に、その機器のトラブルの話を組み立てているわけではございませんが、事前にちょっと話を聞く中では、確かに、コンビニ等における、その機器のトラブルは出てきたりするのかもしれませんが、そこについての損害等について、これはコンビニ交付の今回の事案ということではなく、通常のコンビニさん等の対応という部分でも、そういったことは発生してないというふうな話ではあるようでございますので、そういったところで対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

これまでの、いわゆるその安全性確保に関わる取組みについて、それが十分だったかどうかということについて意見を述べるものではないんですけども、実際の事例として、いわゆる、そのサイバーテロの動きだとか、あるいは大規模メガバンクのその機器の不具合だとか、最近発生してますので、そういったものに対する対応というのは、今後はやっぱり整備をしていかないといけないのではないだろうかというふうに考えておりますので、意見を述べておきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第37号 佐々町印鑑条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第38号 佐々町手数料条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）  
日程第6、議案第38号 佐々町手数料条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第38号 朗読）

次ページ以降につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回の改正につきましては、今の提案理由にございますように、個人番号カードの発行に関する手数料につきましては、地方公共団体情報システム機構が定めることとなりましたので、そういったことで、手数料条例で定めております再発行手数料に係る規定を削除するものでございます。

それでは、議案書1ページ、めくっていただきまして、議案書のほうに移ります。

佐々町手数料条例の一部を改正する条例。

佐々町手数料条例（平成12年佐々町条例第10号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

すみません、1枚めくっていただきまして、住民基本台帳等関係証明の手数料というところの一番下、改正前のところ、この2ページの中ほどになりますけれども、9号の個人番号カード再交付1件につき800円というところを、改正後では削除をさせていただいて、この9号がなくなるというところでございます。

附則。この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

総務委員会でやったわけですけど、ちょっと確認のために、確認をさせてください。

私もそもそも会計とかいろいろ担当しておりまして、自治法を守らばという立場でございまして、一会計年度の全て歳入は予算に入れて、それから支出は支出として支払いをしていくという考えが頭にこびりついておるものですから、誠に申し訳ないんですけど、この代金について、歳計外現金に入れて、そこから払っていくという、その根拠が今少し分からないものですから。

御存じのように、歳計外現金につきましては、法律とか政令などに定められたものしか、そこに入れて、会計管理者が管理するようになっているわけですけども、今回のこの800円ですか、そのお金が地方公共団体何とか何とかの法律の機構ですか、それが法律で定められた国の機関なのか、どういう位置付けのものか、再度ちょっとお尋ねしておきたい。

その定款とか業務方法書を読んだときには、これの地方公共団体何とか機構に利用する場合は、出資しなければならない、一町村幾らって金額がいろいろ書いてあったものですから、果たして佐々町もそのように加入しているのか、それとも町村会全体として入って出資をしているのか、まず、そこら辺を2点か3点言いましたけれども、答弁願いたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、地方公共団体情報システム機構への出資等があるかどうかというところについてから御答弁させていただければと思いますけれども、まず、これにつきましては、都道府県政令市がJ-LISへ、2014年の4月に設立をされてますので、そこへ出資をしたというふうな形に、出捐をしたというふうな形になっているようでございます。

元々J-LISの前が地方自治情報センターというところがあり、そこからJ-LISのほうに、いわゆる地方公共団体情報システム機構のほうに移行しておりますけれども、その前進の時代に都道府県政令市が出捐したものがそのまま継承されているということで、本町含め、市町村からの出資はないというふうにお聞きしているところでございます。

それから、歳計外現金のことですけれども、まず、歳計外現金で、その取り扱うことについての根拠というふうな形で、まず、国のほうからは通知が県を経由してあって、歳計外現金で取り扱うようにというふうなことになっているんですけども、元々から、ちょっと話が長くなりますけれども、地方自治法の227条の定めの中で手数料を徴収することができるということで、手数料条例を設けるわけですけれども、その227条に今回の、先ほど言われた、いわゆる800円の再発行に係る手数料が該当しなくなるというのが、元々の整理ということになります。いわゆる、それがマイナンバーカードの再発行に係る事務については、再発行も含めてということですけども、本年の9月1日以降は、地方公共団体情報システム機構が行うことになりますので、そこが、発行に係る手数料は、額も総務省と協議の上、定めることになり、また、機構がその費用を徴収することになるわけですけれども、今回、委員会等でも添付しております、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのが改正されておまして、この改正の中でJ-LIS、いわゆるその地方公共団体情報システム機構が、手数料の徴収の事務を住所地の市町村長に委託することができるというふうになっております。それに合わせて、徴収事務は私どもがさせていただき、委託契約をすることによって、することになるわけですけれども、話が前後しますけれども、9月以降は、地方公共団体情報システム機構が取り扱う財源ということで、歳計外現金というふうなことになります。

先ほど議員御指摘のとおりでございます、歳計外現金を扱う部分につきましては、地方自治法の235条の4の中で、現金及び有価証券の保管というのがございます。そこで、歳計外現金で扱えるものというのが明記されているわけでございますけれども、ここで、地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代理して行うことにより受領すべき現金というふうな表記がございまして、これによって歳計外現金として取り扱うというふうに、県の指導を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）  
9番。

9番（須藤 敏規 君）

227条とかいろいろ言われまして、235条、正解です。ただ、238条に手数料徴収については条例で定めなければならないってなっている、ここら辺の整合性についてお尋ねしたいんですけども。要するにこの800円っていうのはカード本体、この本体をつくるのに800円ですから、機構のほうにやると、それは理解するわけですけど、そしたら、残りの200円、200円は徴収するわけでしょう、佐々町としてはですね。200円は町に入るわけ。1,000円を、委員会の調査のと

き1,000円いただいていると聞いたもんですから、200円は取る、800円分は機構にやる、ということは、あとは振込手数料がどうなるか分かりませんが、金額がですね。全体で年間9件ほどしか今ないって調査のとき聞いたもんですから、200円は取るのかどうか、町のほうに入るのかどうか。

そして、再確認ですけど、総務省と協議して、県からと言われますけど、確かに法律で定められておれば、歳計現金で会計管理者が管理して、あとは監査の段階でその中身については、どうなさっているかは、もうそちらのほうでしていただきたいんですけど、所得税とか共済組合の負担金とか社会保険料とか、それは町のお金じゃないですから、歳計外現金の中で預かって翌月払うとか、永続的に1年も2年も預かるもんが歳計外現金では入れてはいけないというのは理解しとるもんですから、そこら辺の間違いがないように。

もう一件、先ほど課長がおっしゃった、町村会の審査会で云々とおっしゃいましたけど、ちょうど町長がお見えですので、町村会でもそのような、このカードとか印鑑の審査会ができてるんですかね。町長にちょっとお尋ねしておきたいんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
これ——

議 長（淡田 邦夫 君）  
ちょっと待ってください。  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、町村会と言いましたけど、個人情報審査会といいまして、個人情報の取扱いに対して、外部の審査を受けるという形になっておりまして、それを各町と一緒に、各町がそれぞれつくると手間ですんで、その分を町村会でまとめて、各町の、市もありましたけど、その部分で共同でやってる審査会でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません。説明が、私のほうがちょっとまずいのかもかもしれません。

確かに御指摘のとおり、今回の手数料条例の800円とまた別に200円というのが御指摘のとおりでございます。

200円につきましては、もう既に歳計外現金として取扱いをし、年度末にそれを地方公共団体情報システム機構のほうに振り込む形をとっているということになります。それは、また別の法律でございまして、ちょっと繰り返しになりますけども、今回の地方公共団体情報システム機構に800円の部分が、権限が移って、そちらで800円を、額を定め、800円を徴収するというふうな形になった部分が、先ほど申します、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律でございます。

200円につきましては、もう既に法律は改正済みで、電子署名等に係る地方公共団体情報シス

テム機構の認証業務に関する法律というのがございまして、ここに、67条に手数料という項目がございまして。この67条の手数料という項目の中で、今回の、先ほど申し上げます、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と同様な法律の整理がされておりまして、いわゆるマイナンバーカードのカードの部分と、いわゆる中に入る電子署名の部分とってというふうな形での整理で、800円と200円と別れておりますけれども、これまで、その200円の取扱いについて行ってきたものを800円も同様に、新たな法律がつけられて、それで進めていくということになるということになってございまして。

また、その振込手数料でございましてけれども、先ほど議員御指摘の9件というふうにおっしゃいましたように、まず、9件に係る800円の分の金額を歳計外現金で一旦お預かりをし、年度末に地方公共団体情報システム機構のほうに振り込むわけですが、その振込手数料については、今のところは補助金もしくは地方交付税、いわゆる普通交付税のほうで算定をしますということで、総務省から情報が入ってきているところでございます。

それから、その手前で議員さん御指摘された、確かに、私、先ほど227条の手数料の話をしていただいたんですが、228条のところ、議員御指摘の手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないというのが、規定がございまして。ここに、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないとなっておりますので、ここで、例えば、戸籍等の事務についてはこの政令で定めるという部分がありますので、戸籍等については手数料条例を定めるというふうな形になっており、今回のやつは政令で定められた金額の手数料ということではないため、手数料から除外せざるを得ない。で、歳計外で取り扱っていくというふうな形で県の指導を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9番（須藤 敏規 君）

非常にちょっと、228条の定めている意味は、全国的に標準的な、さっき、今、課長さんがおっしゃった戸籍とか印鑑証明書とか、全国的に皆さんが取るのは、まあ、あっちに行けば幾ら、こっちに行けば幾らって、迷わないように政令で、これは200円、これは800円、そういうのが政令で決めてあるんですよ。なぜ、その、標準的に決めてあるかというのは事務料ですよ、事務。紙代とか人件費とか、これは市町村が、かかるとる人件費を、消耗品とかを、手数料は町の収入なんです。それを、あっちに送るっていうのはいかなものかと私は考えるわけですか。

今までなさったということは、前のときいつ説明、私が失念しとったとかも分からんですけど、前からしているって聞いて、意外な発言だったなと思って。皆さん、理解しとらすかどうか知らんですけどね。初めて聞いてびっくりしました。

自分たちがしよる人件費関係の手数料まで送ったということですよ。町長は知つとらしたと思うんですけど、もう一件、それはそれとして。

通常、カード、これは機構が預かっている、何ですかね、事務を委託されとるかどうかわかりませんが、それは国から補助金がきとるけん、発行については無料になっているんですよ、無料。再交付については、なぜお金を取るかといえば、カード代がかかる、自己責任以外は、本来は無料にせんばわけですか。台風被害で流されたカード、失った、火災にあつて燃えてしまった。本来だったら、自己の責任の分だけがお金を徴収せんばとですよ。天災や今言った分については無料のはずですよ。無料にすべきだと思いますよ。そこら辺の、再交付にみえた方のチェックは、そういう項目はあるんですかね。私はだから無料にすべきだと思いますよ。本



人の責任以外は無料が、そうせんと、どうもこう私の考え方がちぐはぐになってしまいます。そこだけで結構。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、前段で言われた、紙代であるとか人件費であるとか、これは、これまでも補助金のほうに算定されております。今後の分も同じように算定をされ、地方交付税のほうで算定される、地方交付税に算入されるというふうに説明を受けているところでございます。

でまた、再交付にかかる費用の800円として、災害等で紛失した場合の負担につきましては、すみません、今、確認は取れていませんけども、議員御指摘のような話を含めて、県と協議をしながら、ここについては御指摘のとおりだというふうに、私自身も思いますので、確認をさせていただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。追加の1件です。

9 番（須藤 敏規 君）

すみません。いろいろこういう問題は、いろいろあるんですけど、どこですかね、総務省かどこか知りませんが、質疑問答集っていうのが、たぶんきとるはずですよ。それをこう、あったら、そういうのを議会のほうにも出していただければ、わざわざ書き換えて、私、いただいとつとですけどね、課長さんから。書き換えたのはちょっと、本当かなと疑う面もあるもんですから、原本を質疑問答集で出していただくこと。

衆議院の国会の公開質問状で読んだんですけど、出していいって、何ですか、菅さんが回答書を送ってありましたから、出していいってということですから、今後は、質疑問答集か、国からきた、その何ですか、このときはこうしてくださいとかって書いてある、そういうのを出していただければと、意見として申し述べさせていただきます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第38号 佐々町手数料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩といたします。

（11時02分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第7 議案第39号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第39号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第39号 朗読）

次ページ以降につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回の改正につきましては、今の提案理由にありますように、行政のデジタル化に伴う法律の改正並びに制定に伴いまして、保有特定個人情報の提出先が変更となるなどの改正がなされておりますので、それに合わせて改正を行うものでございます。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

佐々町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例。

佐々町特定個人情報保護条例（平成27年佐々町条例第26号）の一部を次のように改正する。  
条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正につきましては、まずこの27条のところのアンダーラインのところを見ていただければと思うんですが、改正前「総務大臣」となっていたところが、「内閣総理大臣」に変わります。

また、「19条第7号」が「19条第8号」に、その下にありますが、「同条第8号」が「同条第9号」ということで、項のずれが発生しているというところでございます。

今回の改正は、その3点というところになります。

附則。この条例は令和3年9月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第39号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第40号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）  
日程第8、議案第40号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第40号 朗読）

次ページ以降につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、行政のデジタル化に伴います法律の改正に伴って、引用条項のずれが生じたものでございまして、それに対応するための改正ということになります。

議案書1枚めくっていただきまして、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部を改正する条例。

佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

この新旧対照表のほうにありますように、改正前のこの4行目ほどにありますけども、第1条の4行目のところですけども、「第19条第10号」が改正後には「第19条第11号」に、また同じように、第5条のところの1行目、「番号法第19条第10号」というのが「番号法第19条第11号」ということで、先ほど申しますように、ずれが生じたものを、今回改正をさせていただくものでございます。

附則。この条例は令和3年9月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第40号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第41号 工事請負契約締結の件

（令和3年度 大新田排水機場2号排水ポンプ補修） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、議案第41号 工事請負契約締結の件（令和3年度大新田排水機場2号排水ポンプ補修）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第41号 朗読）

説明につきましては、産業経済課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、添付しています資料のほうを御覧いただきたいと思います。

こちらまず、令和3年度大新田排水機場2号排水ポンプ補修でございますが、工事の概要としまして、目的です。本工事により経年劣化した排水機場の2号排水ポンプの分解整備を行い、適切な管理を行うとともに、施設の長寿命化を図り、受益地の湛水被害の軽減に資することを目的とするものでございます。

こちら、大新田排水機場につきましては計画的な維持管理を行うため、機能保全計画を作成し、補助事業により昨年度から3か年に分け補修のほうを行っております。昨年度は1号ポンプを行いまして、今年度は2号ポンプのオーバーホールを行うもので、1号ポンプと同様に、ケーシングを開け、内部の研磨及び塗装、部品交換などを行っていくものです。

昨年度の1号機において主軸を変えた経緯がありますので、今回は当初より取替えの方針で進めております。

今回の2号ポンプになりますが、用紙の真ん中のほうに排水機場内の図面のほうを載せております。上から青色で示しているのが1号ポンプで、昨年オーバーホールを行った箇所です。

その下の赤色で示しています、こちらが2号ポンプになります。こちらを今回補修整備していくものです。主ポンプ及び減速機、また原動機という整備になります。

参考に写真のほうを載せております。右側で、写真のほうで全景の真ん中が2号ポンプであり、並んで減速機、原動機がございますが、その下段のほうに、それぞれの写真のほうを示しております。

それでは、説明は以上になります。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

所管事務調査の会議録を読んでおりますが、工期が来年の3月23日までとなっているんですが、佐々川の稲作関係で出水を10月31日までで、10月中旬から分解作業の準備を始めていく工程ですと書いてあるんですけど、契約したらその次から準備行為というのはできないわけですかね。そうせんとこの期間、何か月ですか、今からすれば、2か月ぐらいは何さすとかなんて思っていますね。工事にかかれば何かをせんばってなっとったっちゃなかかな、着工についての。工事の工程はどがんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

**産業経済課長（藤永 尊生 君）**

まず作業につきましては、準備行為のほうがございまして、実際の現場におきましては、出水期を外した形になりますので、11月からの工事の、現場の工事の入っていくという形になるというふうに計画をしております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

暫時休憩します。

（11時28分 休憩）

（11時28分 再開）

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済課長。

**産業経済課長（藤永 尊生 君）**

失礼いたしました。計画によりまして、すぐに材料の手配などに入りますので、その分での作業に入っていくという内容になっております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

9番。

**9 番（須藤 敏規 君）**

質問したからそのように言うとかなくて、やっぱり工程をちゃんと組んで、契約業務については、契約7日以内とか14日以内とか、もう自分たちでつくったルールがあるわけですから、条例で。それに則ってしてもらわんと、もうこれだけで、私、議員になってきとるもんですから、ルールは、法律、条例を守ってちゃんとしていただきたいという願いできとるもんですから。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

ほかにございませんでしょうか。

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

基本的なことを、委員会の中でもいろいろ議論があったんですけども、いわゆる受益地の湛水被害の軽減に資するというのが、今回の大新田の排水機場というふうになるんですけども、受益地とはどこのことを指すのか。

それで、いわゆるその委員会の中でも議論になりましたが、排水機場には建設課主管の排水機も隣接していて、水は1か所に集まるところを2種類の、2系統のっていうかな、排水でやるわけですけども、それぞれ幾らずつ受け持つのかということがですよ、要するに、その機能で分かれているように思うんですよ。

それで議論になったのは、要するに、時間雨量80ミリの降雨に対応できるというのが、元々

の計画だというふうにお聞きしているんですけども、実際には時間雨量100ミリのデータ観測記録も、ここ2年ほどの間に発生していて、しかも今後は、いわゆるこの湛水被害の受益地というふうに言われていると思われる大新田の農地が開発によって宅地化されていく、そういった状況などもあるわけですね。そうすると、その排水能力がさらに高いものが求められていくのではないかということで、今の設備で本来十分なのかということが問われてくるというふうに思います。

そういった意味では、こういう2系統のその排水ポンプ設置というやり方で、今後もいくのか、あるいはそれをトータルで排水機の能力というのを見ていく必要があるのではないかと思います。うんですけども、その辺り、町長のほうではどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

排水機場の設置につきましてということで、まずはじめに、この大新田の排水機場というのが、農林省関係で、昔ずっと佐々町の大新田は全部田だったんですね。それで、それに冠水するものですから、大新田の排水機場ということで、農林省の補助を受けてつくったと。しかしながら、先ほど申されますように、どんどん市街化していくということで、そういうことでやはり佐々川の上流に水を排水することはできないと、これが佐々川の幅員の関係で越流する可能性があるということで、下のほうにまで持ってこなければならぬ、これは今度、公共下水道のほうの下水道のほうで、公共の下水道の国土交通省の部分で下水道やったと、それが3期ということで、3つそれがまず、これも一緒に20トンですね、合わせて。10トン10トンで合わせて今20トンあるんですけど、先ほど永田議員さんが言われましたように、今80ミリの対応でできていると、しかしながら、やはり今、都市化が進んで埋まって宅地化されていると、やはり遊び地といいますか、水遊びの場がないわけですね、結局、なかごとになった。今はまだ農振が外れてないところがたくさんありますので、今のところはまだ大丈夫だと思いますけど、将来的にはやはりこれについてポンプ場を増設するのかというのは十分考えていかなければならないと。

どちらにしても、今100ミリというのを何回か経験しています。そのときにはまだオーバーホールはしなかったんですけど、やはりそういうことは早く対応しながら今やっていっているわけございまして、将来的にはポンプ場の増設とか水路の増設とか、そういうことも考えていかなければならないということはやはり計画を立てていますので、将来的には下のほうにつくるということは、今のところはまだ決まっていなくてございまして、まだそういうことでやっているということで、将来的には全部宅地化されれば、それは水路というのがオーバーしますので、足りないかも分かりませんが、やはりそれを見据えてやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

要するに、2つの要因があるわけですよ。その水田の宅地化による保水能力の低下、要するに遊水地の消滅という問題が一つと、もう一つは、要するに気候の変化ですよ、時間雨量としても集中豪雨が繰り返されてくると。もうここ2000年代に入ってから、とにかく時間雨量

100ミリ以上の雨というのが、もうその前の20年間と比べて数十倍に増えているというデータもあるわけです。

そういった意味では、かなり前広にこの安全対策うっていく必要があると。将来的にはっていうふうに言われたんですけども、やはりここ3年、5年の計画でもやっぱりそれは手をうっていく必要があるのではないかとということをお願いしたいと思います。

あわせて、今回の工事に関わって一つ伺いたいのは、今回のオーバーホールで、先ほどの説明の中で、1号機の場合に主軸取替えを行ったと、2号機の場合もということがあったので、2号機の場合、今回の工事に際しても、最初から主軸取替えをおり込んであるというお話だったんですけども、要するにちょっと話に、聞き方の問題ですけども、取替えの必要があるのかどうか、2号機の主軸を取り替える必要があるのかどうかの判断はしてないのかと、もう最初から取り替えるのだということに始めているのか、そのことを一つ伺いたい。

もう一つは、今回のオーバーホールにあたって1億近い支出というふうになるわけですから、要するに、これまでの保守管理の仕方ではなかったのかと、振り返るべき、今はそのことを問題にするわけじゃないんです。やらないといけないことはやらないといけないと思うんですけども、多額の費用が発生するわけですから、従来の保守管理の仕方に加えて改善すべき点はなかったのかと、このことについて2点伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の主軸の交換につきましては、今回、当初からの取替えを行うという形で上げておりますけども、1号機の状況を見た中で、同じような動きの分と、あと経過のほうも経っておりますので、今回、取り替えるという形で考えておりますが、やはりケーシングを開けてみないと、しっかり状況のほうが見えないということもありまして、そこをまず開けた中での判断という形ではございますが、先ほど言いました、もう年数の分と、あと状況、使用状況のところでは考えますと、やはり替えたほうが良いという形での判断を現在のところしております。

それとあと、それ以降のまたメンテナンスのことになるかと思っておりますけども、一応管理につきましては、メンテナンスはずっと、月に一度、運転をしながらという形でも見ておりますけども、やはり使い終わった際の水の排水をしっかりするとかいう形の分での、錆の防止のほうをしてまいるというような形のところで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

ちょっとよく分からないんですけど、要するに主軸の交換が必要かどうかは開けてみないと分からないと。しかし、たぶん1号機と同じように、その錆の状況等も発生が予測されるので、一応当初から組んでおくと。しかし、開けてみて実際に必要がないというふうになったときには、当然それについては主軸の交換は先送りするということもあり得るのか、1点だけ確認しておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。



産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問のとおり、開けてみないと分からないという形でありますので、見た中でという形にはなりませんけども、もし仮に錆とかの発生が全然ないというような形であれば、そういう形も見なければならぬというふうには思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

今、産業建設文教委員会の報告を読んで、13ページ、今、議員の、4番議員が質問があったのと同じ内容なんですけど、私も質問を考えとったんですけども、やはり1号機の問題のときに、その主軸の摩耗関係というのが分からなかったということで、ケーシングを開けてみないと、そういうのが分からないということで、のが書いてあります。

これは、担当者として、この内容的に、発注者と受注者がチェックして、どうするかというのを検討するというふうなことですけど、発注者が専門家という部分が、どういうふうに設定されているのか。やはりこの技術関係というのはやっぱり専門職じゃないと分かりませんので、担当者、それから執行のほうで確認するというふうになるかと思うんですけど、どこが、そのこのよりどころというのは、専門的にチェックするメンテを委託しているところの、基本的なことをもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

やはり受注者側の言いなりといいますか、1号機のとくに、やはりそういうのが問題となって、出てきましたので、今回、その分を見越して、そういうふうに、開けてみなきゃ分からないというふうなことで、設計されていくと思うんですけど、その辺がやはり開けてどういう状況かという判断をするのは、どなたがされるのかという部分をお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大新田の排水ポンプ場、先ほど課長が申しましたように、1号を開けてみて、ものすごく錆びていたということで、今回この2号機も錆びているだろうということで、まずはしているんですね。検査するだけでもお金がかかるもんですから、逆にこれを取ってみて、外してみても、あとは専門家に見せるもの、今、九州テクニカルメンテというのが、メンテもやっているわけですね。これ、専門的な業者でございます。それとうちの技術者も別におりますので、それと一緒に見て、これを判断するということになると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

やはり日頃からのメンテが要るかっていうのも委員会の中で出てきておりますので、やはりそのメンテのときにそういう部分、何か確認するということができないのかどうか、そういうことの、今、この議事録を見ておられますと、チェックして、それぞれ1か月に1回、点検をされているというふうな状況で、その点検のときの結果というのはやっぱりケーシングを開けて

みないとそういうことができないとまで結論的になるのか、その前にそういうふうな結論が分かるんじゃないかというふうに私ちょっと感じるもんですから、そこら辺をお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
これが、オーバーホールといいますか、するとき、この開けなければ分からないわけですよ。だから、開ける費用というのが普通のメンテではやってないんですね。その開ける、見るのは、しんぼうを見るのは。だから、今度の工事のときに初めて開けるということで、開けて見ますよと、開けて一応工事をするというので、前の1号機の時もものすごく錆びていたんです。同じ水ですから、同じ水を吸い上げておるわけですから、塩がもちろん入っていますので、塩分も入っていると思います。

その中で、今度は1回開けてみて、あと技術者、メンテなんかも見てからどうするのかというのは判断するというのでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
いいですか。ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第41号 工事請負契約締結の件（令和3年度大新田排水機場2号排水ポンプ補修）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第42号 令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
日程第10、議案第42号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
  
（議案第42号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。14款国庫支出金、補正額1,653万円、計8億6,604万9,000円。

2項国庫補助金、補正額1,653万円、計1億5,962万5,000円。

15款県支出金、補正額91万円、計5億8,764万7,000円。3項委託金、補正額91万円、計4,177万3,000円。

21款町債、補正額1億500万円、計4億7,430万円。1項町債、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正額1億2,244万円、計61億8,161万3,000円。

2 ページをお願いいたします。

歳出、1款議会費、補正額6万9,000円、計7,372万2,000円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額1,309万5,000円、計6億9,080万8,000円。1項総務管理費、補正額1,870万4,000円、計5億3,491万5,000円。4項選挙費、補正額、減額560万9,000円、計3,143万7,000円。

3款民生費、補正額229万3,000円、計19億9,695万6,000円。1項社会福祉費、補正額222万8,000円、計8億297万7,000円。2項児童福祉費、補正額6万5,000円、計11億9,377万9,000円。

6款農林水産業費、補正額250万円、計2億9,675万5,000円。1項農業費、補正額250万円、計2億9,122万3,000円。

7款商工費、補正額180万円、計1億2,794万6,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額1億5,438万円、計7億5,401万3,000円。2項道路橋梁費、補正額7,220万円、計1億4,010万4,000円。3項河川費、補正額3,440万円、計3,443万1,000円。5項都市計画費、補正額2,938万円、計4億3,390万3,000円。6項住宅費、補正額1,840万円、計5,305万1,000円。

9款消防費、補正額10万円、計2億993万円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額457万5,000円、計6億2,523万1,000円。3項中学校費、補正額451万円、計8,757万8,000円。5項社会教育費、補正額6万5,000円、計1億1,750万3,000円。

14款予備費、補正額、減額5,637万2,000円、計6,096万8,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額1億2,244万円、計61億8,161万3,000円。

3 ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正。追加。

事項、広報紙作成業務委託料、期間、令和4年度から令和6年度まで、限度額2,011万9,000円。

事項、放課後児童健全育成事業運営委託料、期間、令和3年度から令和6年度まで、限度額1億6,780万円。

まず1つ目の、広報紙作成業務委託料につきましてですけれども、現在の広報紙が平成30年10月号から令和3年9月号までの契約となっております。5,000部発行ということとなっております。今回、契約が切れますので、また改めまして業者選定を行いたいということで、今回、また3年間の契約ということで、債務負担行為の設定をさせていただいております。

この2,011万9,000円につきましては、31か月分になっております。この今の契約は9月号までですので、どうしても業者選定まで時間を要しますので、10月号と11月号につきましては、別途、歳出補正予算のほうに計上をさせていただいて、12月号からが今回新たな3年間の契約とさせていただきたいと考えております。

それから、2つ目の放課後児童健全育成事業運営委託料につきましては、令和4年3月31日で現在の運営委託が満了することになりますので、この令和3年度中に事業者の選定、契約事務を行うため、この令和3年度からの期間ということで設定をさせていただいております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。追加。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、自然災害防止事業（農業水利施設）、限度額250万円。

起債の目的、公共事業等債、橋梁長寿命化対策事業、限度額600万円。

起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債、長寿命化事業（道路舗装補修）、限度額2,340万円。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、自然災害防止事業（道路防災事業）、限度額2,900万円。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、自然災害防止事業（河川事業）、限度額1,600万円。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、自然災害防止事業（砂防事業）、限度額1,800万円。

起債の目的、公営住宅建設事業債、公営住宅改修事業、限度額1,010万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

この中の緊急自然災害防止対策事業債がありますけれども、これにつきましては、充当率100%、交付税が70%の措置となっております。

2段目の公共事業等債は充当率90%、交付税22.2%となっております。

3行目の公共施設等適正管理推進事業債につきましては、充当率90%、交付税41.4%となっております。

次の5ページ、6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

7ページ以降をお願いいたします。

今回の補正につきましては、主に肉づけ予算が主なものとなっておりますけれども、この7月補正に計上しなければ間に合わないものを今回計上させていただいて、肉づけの一部でございます。あとは9月補正予算のほうを計上を予定をしておるところでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

企画財政課関連でございますけれども、下段の2目財政管理費、12節の委託料ということで、公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料、これは前回27年度に策定を行っております。

今回、総務省のほうから要請がきておまして、現在策定のこの総合管理計画がその後一定の期間が経過したということと、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直されるということで、この令和3年度中に各市町村の総合管理計画の見直しを行うことということで通知がきております。それに伴いまして、今回、本町におきましても、この改訂を行うものでござ

います。

これにつきましては、財政措置ということで、この令和3年度に限り、特別交付税措置が50%あるようになっております。

それから、5目の広報防災費、先ほど債務負担行為の補正でもありましたけれども、広報紙の作成業務委託料ということで計上をさせていただいております。今年度分の2か月間の分の別途契約の分と、12月号からの新たな契約の分ということで計上をさせていただいております。

それから、その下の11目ふるさと納税事業費、今回、ふるさと納税管理システム使用料とWEB出荷コントロールサービス使用料ということで計上をさせていただいております。

これにつきましては、御承知のとおり、令和元年6月に地方税法が改正されまして、ふるさと納税制度の地場産品の基準がその強化をされておまして、本町、令和2年度の実績では899万円ということで、1,000万円を下回る状況になっております。

現在のこのふるさと納税の業務委託を、熊本市と大阪市の2業者の大手の業者に委託をしておりますけれども、この企業所在地が遠方にあるため、その返礼品を納品するその町内事業者へのフォローがあまり十分ではないとか、新規事業者へのその開発作業とかが停滞しているということが、寄附額低迷の要因にもなっているのではないかと考えております。

そこで、このふるさと納税の寄附額を向上させるために、委託業者の変更と業務の内容の見直しを図りたいと考えております。

委託業者の変更を今考えておるところが、波佐見町に事業所を持っておる、そのふるさと納税地域密着型のふるさと納税の専門会社というところで、これは県内の市町の事例でも大きくその寄附額が、上昇がしておるといふ実績があるところを現在考えておるところでございます。

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

すみません。間もなく12時になりますけれども、このまま議案42号、43号、あと残っておるのが43号、発議第4号、閉会中の委員会継続調査となっておりますけれども、いかがでしょうか。このまま続けたいと思いますけれども、休憩。

分かりました。そしたら、42号で一応説明が終わってから休憩します。そのまま、すみません、どうぞ。

企画財政課長。

#### 企画財政課長（藤永 大治 君）

すみません。そのために必要となるシステムの使用料、WEB出荷コントロールサービスの使用料ということで、予算を計上をさせていただいております。よろしく願いいたします。

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（今道 晋次 君）

3ページの債務負担行為の補正のところをお願いいたします。

先ほど企画財政課長のほうから話がありましたように、説明がありましたように、放課後児童健全育成事業運営委託料で、限度額1億6,780万円を計上をさせていただいております。

これにつきましては、令和3年度における国庫補助基準額をベースに計上をさせていただいております。

これまでも議会等からいろいろ御意見をいただいているところではございますけれども、今回、今回といいますか、令和元年度から今年度までの3年間の実施をしております基準となっております、国庫補助の基本額と開所人数加算額と長時間加算額というのがございますけれども、

この3つの基準額を積み上げて、単位数が、口石小学校3単位と佐々小学校2単位ですので、それで計算した分が3,045万5,000円ということになります。

それと、これまでのこの3年間の学童保育の運営の中で、保護者の方から要望があった部分に答えきれなかったものがございます。というのが、放課後デイサービスと学童保育の併用を希望された事案がございました。

当時の債務負担行為の総額の算定では、そういった障害のあるお子さんを預かるという想定がされておらず、契約上もそういった予算措置もしてないというふうな現状がございました。委託事業者とも協議をしながら、何とか預かっていただくような話をしましたけども、残念ながら現時点で預かることができず、保護者の方には申し訳なかったというふうに思っておりますけれども、今回の債務負担行為の算定にあたって、まだそういった事案が発生するかどうかは分かりませんが、あくまでも債務負担行為の上限額の設定という部分で、国庫補助の中のメニューにあります障害児の受入れに係る加算を、それぞれ口石学童、佐々学童において、それぞれ対応できるように195万6,000円の加算を追加をしているところでございます。

それから、議会のほうから指摘を受けながら、佐賀県の唐津市であったり、嬉野市であったり、そういった事例も調査をさせていただき、整理をさせていただきました。

そういった整理をする中で、学校と地域、保護者との連携・調整を密にする上での処遇改善加算というのが国のほうに用意をされております。また、10年以上の支援員の経験がある方を配置する場合の加算というのもございます。

こういったものが議会から御指摘をいただいた佐賀県の唐津・嬉野、特に嬉野のほうにはそういった計上があったというふうなこともあり、今回の債務負担行為の上限設定の中にそういった金額を含めて、今回、算定をさせていただいたところでございます。

ただ、現時点では保護者負担金は月額5,000円という形になっておりますけれども、例えば嬉野市は3,000円というふうなことでもございます。こういったものを見直すかどうかまでの調整はまだ現時点ではできておりませんが、今回の算定のこの限度額の中では5,000円という形で、今回、債務負担行為の計上をさせていただいているところでございます。

結果としまして、国、県、町の負担が、単年度で見たときに、令和4年度の単年度というふうな格好で見たときに4,265万5,000円、保護者負担が1,200万、合わせて5,465万5,000円の事業費となっており、その3か年分ということになるんですけども、毎年、国庫補助の単価が引き上げられておりますので、そういったここ数年の単価の切上げ、やっぱり引上げに係る部分を考慮しながら、今回、1億6,780万円として、債務負担行為の上限額を設定をさせていただいたというところでございます。

結果として、2月9日の総務厚生委員会の中で御説明をさせていただいた、嬉野市の取組みに近づいていくような格好になるのかなというふうには思いますけども、現実には、これからプロポーザル方式なりの入札等、契約に向けての事務に入っていくわけですけども、そういった事務の中で、金額的にはこの上限をベースに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ページをこうめくっていただきまして、11ページになりますけれども、ちょうど中ほどになります、3款民生費のところの1目社会福祉総務費がでございます。会計年度任用職員の予算を上げさせていただいておりますけれども、5月末日で急遽、職員が退職したものですから、その緊急的な補充として会計年度任用職員に係る費用を計上させていただいているところでございます。

それから、同じくこの社会福祉総務費の中の需用費の中で、24万8,000円計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、8月24日から開催されるパラリンピックへ向けて、佐々町では8月16日に採火式を行う予定にしております、それに係る費用を計上させていただいているところでございます。

それから、12ページのちょうど中ほど、民生費の児童福祉総務費ですけれども、こちらに1節報酬6万5,000円を計上しておりますけれども、これにつきましては、学童保育に係るプロポーザルを実施した場合の選定委員会の委員さんの報酬を計上しているところでございます。住民福祉課に関しては以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっとあとの担当課につきましては、午後から説明していただきますので、よろしく願いたいと思います。

暫時休憩といたします。

（12時06分 休憩）

（13時06分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません。補正予算書の13ページ目をお開きください。

真ん中です。8款2項2目道路新設改良費です。12節委託料です。橋梁長寿命化対策として橋梁補修を順次行っておりますが、その工事に向けた4橋分の設計委託でございます。

14節工事請負費です。起債事業によりますところの2件の舗装補修工事、それと2件の法面保護工事を予定しております。

次に、下の段ですが、8款3項2目河川改良費です。この起債事業によりまして高岩川支流老銭替地区の水路工事を予定しております。

3目急傾斜地崩壊対策事業費です。これも起債事業によりまして豎山地区法面保護工事を予定しております。

次に、14ページをお願いいたします。

8款5項2目公園管理費です。これは、単独事業となりますけれども、小浦駅前公園の整備を予定しております。入り口が階段になっているため、入り口のスロープ化、それと老朽化したトイレの解体、新築、それと周辺環境の整備を予定をしております。

次に、下の段ですけれども、8款6項1目住宅管理費です。令和4年度以降の改修工事に向けた設計業務の委託を予定をしております。これらの工事等に伴います国庫補助金については7ページのほうに、それから、起債につきましては7ページから8ページのほうに計上されております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、予算書のほう、12ページのほうをお願いいたします。

12ページの下段になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、8目農地費、14節の工事請負費でございますが、市瀬地区の排水路改修工事でございます。こちらにつきましては、昨年度に計上いたしておりましたが、対応が難しかったことから一旦取り下げをいたしまして、今

年度に実施するものとしたものでございます。

内容につきましては、豪雨時に松瀬免の排水路から雨水が越流し、隣接する農業用施設の機械のほうなどが被災を受けるため、対策として排水路の改修を行うものでございます。

続きまして、次ページの13ページのほうをお願いいたします。

上段になりますが、7款商工費、1項商工費、4目観光費、14節の工事請負費でございますが、佐々駅舎の改修工事でございます。駅舎の改修につきましては、観光協会と松浦鉄道のほうと協議を進めながら取り組んでいるところでございますが、費用の不足が見込まれましたので、今回、計上のほうさせていただいております。

内容としましては、観光協会との協議の中で、交流スペースのほうを増やすため、2階の床面積のほうを広くしたなどによりまして、その分での増というようなこととなります。

また、仮設事務所のほうでの乗車券販売を設置するにあたりまして、乗車券の機械などの電気工事、こちらのほうの経費が必要となったということで計上させていただいております。

産業経済課は以上となります。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会からは15ページを開けていただけますでしょうか。

10款3項1目学校管理費、これにつきましては中学校の放送設備改修工事を上げさせていただいております。

本件につきましては、当初予算のほうで実施設計委託をさせていただきまして、これにつきましては、放送設備が老朽化によりまして時々スムーズに放送ができないということが生じておりまして、調整卓が昭和54年設置、約41年経過ということで部品がもうないという状況でございます。

事件とか災害時の放送伝達に支障を来すということから、近く早めに工事を行いたいということでございます。

それから、10款5項4目公民館費、屋上看板撤去手数料でございます。これにつきましては、昨年の台風9号、10号の折に、その前に屋上に登って看板を確認させていただきましたが、枠の錆とか不安定な状況であることから、それ以来、十分にトラロープで頑丈に巻いておる状態が続いております。

今後、大型台風等くる恐れもありますので、ぐたいが経年劣化しておることから、全てのパネルと枠、土台を撤去させていただきたいということで考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、9ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費の一般管理費1目一般管理費でございます。男女共同参画計画策定支援業務委託料でございます。第2次佐々町男女共同参画計画ということで、29年度に作成しておりますけど、これが令和3年度、5年間経過しまして、令和4年度以降の計画を作成する必要がございますので、委託料のほうを計上させていただいております。

続きまして、10ページ、11ページになります。



こちらの選挙費でございます。町長選挙・町議会議員一般選挙費でございますけど、こちらは、実績により減額させていただいております、4目の衆議院議員選挙費でございます。

それと、次のページの5目の県知事選挙費でございます。会計年度任用職員の報酬を計上させていただいております。これにつきましては、コロナ関係と期日前投票のどうしても人数が増えてきたということで、1名の雇用を計画しております。あと、衆議院議員選挙費の備品購入費で、投票計数機を4台新たに購入する予定としております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上、説明を終わりました。

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

まず、フレーム的なことからまずはお伺いしたいと思います。

今回、令和3年度予算においては、当初予算は骨格予算ということで、今回、初の肉づけ予算、財政課長の説明で一部の肉づけというふうにおっしゃられました。合計で1億2,244万、予備費、一般財源は5,637万2,000円持ち出しというようなことで、申し訳ないが、今回、選挙があったわけです。町長も多くの公約を掲げられて4期目を迎えられるということに際し、スタート感という点で変化が見受けられないというふうに感じられます。厳しい選挙を戦い抜かれ4期目を迎えられました。スタート感、住民の期待に込められているのか。4年は長いようで短いわけです。

9月を、肉づけを9月ということになると残り半年、実行予算という形になるんですね。一般質問で町長は前向きな発言が多く感じられましたけども、この実行予算の中身について大きな変化が見受けられないというふうには感じます。

特にスピード感です。なぜ9月に延ばされているのかと、一部の肉づけというふうな表現で財政課長おっしゃられました。9月、2か月先になります。そうすると、また、その実行が遅れていくんじゃないかなというふうに感じますもんで、その点を大きなフレーム的な問題として1点聞きたいと。

2点目、22ページ、級別職員数、級別の基準となる職務というポイントで、同僚議員の組織体制、私も若干類似の問題提起をしているんですけど、その組織体制という観点でお伺いしたい。

7級に理事の職務という部分があるんですけども、現在、理事職がいらっしやらない。3月に退職されて、その後空席だというふうに認識しております。もうこの理事職の必要性、今後についてはどのように。また決裁規定がなかったような記憶があるんですけど、ここのとこの見直しはなされているのかと。責任に伴う職階級と考えますもので、現状を再確認しておきたい。今後についても伺いたい。

フレーム枠的に1問目の質問にちょっと類似するんですけど、現在、コロナ禍でコロナ対策生活支援という大きな課題を抱えております。ワクチン接種に対する住民対応は住民の方々から御意見を伺いますに、スピード感、実行力というところは高い評価をいただいていると、この間の職員の御苦労については敬意を表する次第でございますけれども。

課題となっております、佐々町はおかげさまで最近の状況、感染者も出ていないというところで落ち着いているわけですけども、とはいえ商店街と事業者の方は厳しい経済状況を強いられているというふうには私は判断しているんですけども、事業者支援ということで、今回、一般質問でもあってましたが、商工会からの要望なしと説明を受け、当局の現状認識をどのように考

えられているのか。

というのは、今回、予算が計上されていないわけです。後手後手に回ると救える事業者が救われないのではないかなというふうに感じる点がありますので、周辺自治体は県が示したコロナ感染症予防対策点においては、幾ばくかの事業者支援がもう既にあるというふうに伺っております。

なぜ本町はここがスピード感を持ってできないのかという点を、枠、予算に上がっていないということで申し訳ないんですけど、伺っておきたいと。1点目のスピード感につながると思います。

4点目、第2表債務負担行為補正の際、住民福祉課長のほうから放課後児童健全育成事業運営委託料についての御説明をいただいております。

障害のある児童に対しての対応が事業者をお願いしたところ厳しい状況があったと。対応不可能ということで、実現に、実際、今までの流れの中でできなかったという御説明を伺いました。

私も一般質問でさせていただきましたけど、法改正による医療的ケア児については自治体の責務というふうになってくるわけで、この点のプロポで行われるというふうには伺っておりますけども、障害の加算計上はしているがという御説明も伺いました。

では、この9月からスタートする部分の自治体の責務が果たせる状況が予定されているのかという点について確認をしておきたい。

5点目、9ページ、男女共同参画計画策定支援業務委託料ということで、平成29年1月、2017年1月あります。これが5か年計画してあった。どのように変化していくのかと、その計画自体が。検証チェックは、これまでどのようになされて、どこをどのように変化するための委託なのかと。失礼ですけど、コンサル丸投げになっていないかというポイントで伺いたい。

また、その下の公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料、平成27年作成、持っています。総務省からの指示通知により50%の交付税措置はあるけれどもと。これ見ますと、公共施設総合計画の策定見直しを行っていきますよと、Plan・Do・Check・Action、これをしていっておればどのように変化するのか。

計画という、はっきり言えば、これフレームなんです。現状の認識、現状の分析、認識というフレームが平成28年3月のやつでつくられたと。これ、もうコンサル任せでどこまでCheck・Actionされているのかと。50%の交付税措置があるとはいえ、半分は自主財源ということで、この計画によってどれだけ進展したのかなという部分も意見的にはあるんですけど、いかんせん高額な業務委託料となっておるもんですから、確認をしておきたい。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つの肉づけ予算ということで、これが全部なのかということと、それから変化がないんじゃないかと。私も今回4期目ということで、はじめの予算というのは肉づけ予算というか、肉づけじゃなくて予算を組んでいるわけです。

今度肉づけをしたということで、先ほど財政課長が全部肉づけしているのではないんだと。これは、まず私は変化をつけないというか、今までの継続事業です。継続事業、補助事業、起債事業、これを優先的に早くやらなきゃならないということで肉づけをしたんです。

そして、その残りについては9月にしたいというのは、やはり今からの変化といいますか、先ほども、この前の議会でありましたように、伐採とか道の整備とかいろんなのが出てくるわ

けです。

そういうこともありますので、やはり町としては、私としては9月にまだ6,000万ぐらい残っていると思いますけど、予備費が、その中で調整して一般財源で調整してやりたいということを考えて、今回2段に渡って肉づけをしようということで予算を組んだということでございますので、よろしくお願いいたします。

目新しいものというか、私は4期目でございますので、なかなか目新しいものを出すつもりはございません。ただ堅実にやっていかなきゃならないんじゃないかと思って、今回、こういうことでやったということでございますので、御理解をいただければと思っています。

それから、機構改革組織見直しについては、理事というのは設置しないのかと。政策調整会議では理事も入れて政策調整会議やっているんですけど、今、理事が不在ということで、規則の中で理事を置くということ、今、決裁をちょっとしてもらっているんですけど、ずっと。

ただ、私は、理事については配置を今されていないんですけど、理事については配置しなきゃならないと。ただ、やはり職員の定員もなかなか難しいところがありまして、十分なところがいていないということもありますので、そこについては、今後見直しをしなければならないと思っていますので、機構改革、それから、組織体制の見直しというのは、先月、先日の話でもやるということにしていますので、やはりそれにあわせて町としても調整をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから、コロナ支援ということで、スピードが大事なのではないかとということで、私もそういうことを思っています。佐世保市も県の企画にあわせられてやっているということで聞いていますが、私が思ったのは、今、経済対策、佐々町様々な今やっています。事業者支援、それから営業時間短縮の協力金、それからプレミアム商品券、事業者支援、それから飲食店の支援、これ5つやっているんです。

それで、一番最後の事業者支援を、今、これ6月30日までやったわけでございますけど、実際に初めの事業者支援の申請が256件あったんです。そしたら、今度は3月15日から6月30日の減少率20%だけでも148件しか申請がなかったんです。

こういう申請で、なかなかどうするのかというのはもう少し考えさせていただいて、私としては、新型コロナウイルスの飲食店業者さんも大変きついと私は分かっているんですけど、そこら辺をもう少しちょっと考えさせていただいてやっていきたいと思っています。

そういうことで、この前の私の町長報告の中で、引き続き厳しい状況であるということで認識をしていますので、追加支援については皆様方にお諮りしてやっていきたいと。ただ、9月の議会と限らず臨時議会も視野に入れて、十分な体制というのはやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

あとの2つについては、各課長さんよろしくお願いいたします。

**議長（淡田 邦夫 君）**

総務課長。

**総務課長（山本 勝憲 君）**

まず、男女共同参画、すみません。まず、理事の決裁規定の件でちょっとお話しさせていただきまます。理事の決裁規定につきましては、佐々町決裁規程の第8条に理事は次に掲げる事項について決裁することができるということで、決裁規程の中では整理されているところでございます。

これにつきましては、前に議会でこの辺の決裁規程の整理というのを指摘されましたので、こちらの分については理事の条項につきましては整理をさせていただいているところでござ

います。

続きますて——

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時28分 休憩）

（13時29分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正をお願いします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、機構改革組織体制の見直しの中で理事の配置ということでお話がありまして、決裁規定についてはあるということでございます。大変申し訳ございません。修正いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今の町長から発言の訂正の申出があつて訂正されました。異議なしということでございますでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

続きますて、第3次の佐々町男女共同参画計画の作成業務のことでございます。こちらにつきましては、まず、チェック体制ということでございますけど、44ページ、45ページ、計画書をお持ちでしたらあるんですが、こちらのほうに、すみません、質問された阿部議員のほうはお持ちだと思いますけど、男女共同参画推進会議設置要綱ということでございます。それと、男女共同参画推進懇話会委員会という名簿がございます。こちらのほうの懇話会につきまして、年2回ほど各課の対応状況等を調査しまして、その御報告を年2回やって進捗状況といえますか、現在の男女共同参画に関する各課の取組みの御報告をさせていただいて、御意見をいただいているところでございます。

策定にあたりまして、前回の計画とどのような形で変わってくるのかということでございますが、こちらにつきましては、国のほうの第5次男女共同参画基本計画というのが策定されておりまして、その中では、今回の特徴としまして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点を盛り込んだということでございます。

それと、これまで男女共同参画に深く関わってこられた方々だけでなく、より多くの幅広い方々に読んでいただき、男女共同参画の視野を広げるよう、分かりやすい文書表現を用いるということになっております。

それと、多くの方に広く若者たちを含め、パブリックコメント等で広く多くの方たちに御意見を聞いたということでございます。また、本町としましては、具体的に今回の第2次のほうの計画にもございますが、災害です。防災関係の男女共同参画という面の部分の整理も幅広く

やっていきたいなということで考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

3ページのところの債務負担行為の補正のところ御説明させていただいた案件で、先に一般質問等でもありましたけども、医療的ケア児にかかる分については、まだ法施行前というふうなことがあるんだろうと思いますけども、国のほうから加算額について何ら示されておられません。

私どもも非常に事務担当としては悩んでおりますけれども、来年以降、もし対象者が出てくるようなことがあれば、その部分については何らかの形で対応をしなければいけないというふうに考えているところでございます。

現時点では、債務負担行為のこの限度額の中には医ケア児の加算額については算定されていないという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

9ページの公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料の件でございますけれども、議員御指摘のとおり、平成27年度に策定いたしましたこの計画につきましては、事業進行管理ということでPDC Aということで策定、見直しをするということにはなっております。

しかしながら、この計画を策定した段階では、各施設の個別施設計画、個別施設の長寿命化計画というのがこの時点ではまだ策定されておませんでした。

現在、令和元年、主にはもう令和元年度から2年度にかけて各施設の長寿命化計画というのが策定をされております。国からの通知にも現在策定済みの個別施設の長寿命化計画を踏まえて見直しを行うことということで通知がきております。それも踏まえまして、今回、計画の改訂をしたいと考えております。

またあと、国からの指摘によりまして、現在のこの計画には、全施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みというのが今の計画には上がっておりません。この単純更新した場合の見込みも必ずこの計画に掲載するようというところで指導がっておりますので、これも踏まえまして今回改訂を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

1点目のスピード感というポイントについて目新しいものがないのでという、4期目でという話なんですけど、一般質問で明らかになった伐採等についての課題の認識というのは、我々と同様、町長もお持ちだったと、回答を鑑みればですね。であれば、緊急を要するということが必然的に予算化しておくべきじゃないかというふうに私自身思います。

では、ほかの部分の伐採、道路とかいうのは、議員のほうが一般質問等で提案、一般質問による提案という形でお話をしていると。これは当然、出てくる話であって、町長の政策的な予算のスタートという部分について、いささか遅くないかというふうに感じましたので、そこは4期目集大成とおっしゃられていますので、今後のスピード感を期待して待っておきたいと思えますけど。あと9月補正といたら、あと3年6か月しかなくなるんです、実行がです。長いようで短いわけです。

そういった意気込みで、期間がないということで、スピード感を持って進めていただきたいと思います。これはもう最後、要望です。

2点目のコロナ対策については、現状に考えたい、急ぎたいということで課題については問題意識の共有はできているというふうに認識しました。正しい現状認識をしていただいて、独自色も入れていただいて、急ぐようであれば、町長は意気込み的には、臨時議会を開いてでも進めていきたいというふうな意気込みはいただきましたので、その点については期待をしておきたいと思えます。

組織体制という部分で、決裁規程はありますと。はい、分かりました。責任に伴う職階級、理事職の必要性という部分について配置しなければというふうにおっしゃられたということは、必要だということをおっしゃられたんだというふうに理解しますので、いろいろな課題、きょう初めて私がお聞きしたんですけど、また、1名の方が途中で退職されたというふうな情報もこの予算によって分かりました。

どういった事情なのかというのはさておき、やはり全体的なコミュニケーションを、まずは管理職であられる方々のコミュニケーションを取っていただいて、そこがコミュニケーションがうまくいかないと、組織全体に及ぼす影響は大きくあると思えますので、理事が今不在ということで、職員数に限りがあるろうが、そこは責任の伴う職階級でしょうから、そのポジションを与えられた方々は組織をまとめていただいて、佐々町のために頑張っていただきたいとエールを送って終わりたいと思えます、そここのところは。

再確認ですけど、第2表の債務負担、国からいまだ示されていないと。そうでしょうね、もう9月ですから。対象児童がどのようになられるかというのがあるんだろうと思うんですけど、やはり対象児童が発生すると自治体の責務ってなるものですから、当然、今回スタートするにあたってプロポーザル、事業者選定というポイントにおいては、そういった自治体の責務を果たせられるような事業者選定というのがなされていくんだということについて再確認をさせていただきます。

9ページ、男女共同参画については検証はなされて、国の5次計画によるコロナ禍視点の追加、パブリックコメントを広くして、理解するもんですけど、やっぱりこういった計画倒れとかですか、計画ばかり先行して、投資先行して、実際その事業自体が前進しているのかというところにちょっと疑問点がありましたもので、積極的になさっていただきたいと思いますという意味を込めて確認をさせていただいた次第ですので、よろしく願いいたします。

同様に、公共施設等総合管理計画の件については、元々の部分について不足があったんだというところで理解することもあるんですけど、すみません、再確認させていただけますでしょうか。この計画の実施検証は、行政経営改革委員会の意見を踏まえ決定しますとなっているけど、この行政経営改革委員会というこの検証委員会自体の活動はうまく機能しているのかという点だけ再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

**住民福祉課長（今道 晋次 君）**

御指摘があった医療的ケア児の対応、自治体の責務という部分につきましては、今後実施するプロポーザルの中でも仕様書での作り込み等々しっかりと入れ込んでいきたいというふうに考えております。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

企画財政課長。

**企画財政課長（藤永 大治 君）**

現在のこの計画に記載してあります行政経営改革委員会と書いてありますけれども、現在、この委員会は設置してありません。当初は、この委員会が設置してありましたけれども、現在は、この委員会が設置されておらず、この事業進行管理という部分からいけばうまく進行管理ができていなかったのではないかと反省しております。

よろしく申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

6番。

**6 番（阿部 豊 君）**

債務負担、プロポについては確認しました。公共施設等総合管理計画です。多額の費用です、この見直しも。やはり策定見直しを実行していくところの計画をつくった後の継続性管理、非常に重要なポイントが欠けているというのが確認できました。もう非常に残念です。

今後、そういうことがないように、実際、計画倒れというか、計画あっても、実際、進行をしていく、進展していくという部分が見受けられないのは非常に本末転倒だと思いますので、しっかりお願いをして質問を終わりたいと思います。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

私のほうからも何点か伺いたと思います。

順番に、まず1点目は、先ほどの質問ありましたけれども、9ページの男女共同参画計画策定支援業務委託料について、新たな委託料がまた発生するわけですけれども、私は、男女共同参画というか、いわゆるジェンダー平等の課題というのは非常に今後に向けて極めてやはり大切なテーマだというふうに思っております。

そういう意味では、今、この分野といいますか、様々な御意見や運動というのも起きておりまして、特に私ども男性でなかなか理解が不十分であった問題についても、たくさん問題提起が社会的にも行われているというふうに思っています。

その中、一つが、生理用品の生理の貧困というのが言われていて、生理用品を手に入れることのできない女性や子どもたちというのがたくさんいるのだという話がありました。

私どももなかなか思い至らないところたくさんあったわけですけども、やはり、今、公共トイレに生理用品を配置することというのは、トイレットペーパーが公共トイレに昔はなかったですよ。今はトイレットペーパーあります。同じように、もう生理用品というのは公共トイレにはやはり必置だと、必要なんですよということが社会的にずっと言われております。

そういう意味では、男女共同参画という大きなテーマなんですけども、具体的なやはり関心

の高い問題については敏感に、やはり私どもとしては対応していく必要があるのではないだろうかというふうに思いますので、費用的にはそんなに大きなものではないんですけども、やはり、町の男女共同参画、ジェンダー平等を実現していく姿勢を示していく上では非常に大切な取組みではないかなと思います。

もちろん、学校等にも保健室に配置していて、貸し付けてというようないろんなことあるんですけども、もっとやはりそこら辺について、深めた対応が求められているのではないかというふうにと思いますが、この点について、もしお考えのところがあれば伺いたいなというふうに思います。これ1点目です。

2点目は、これも先ほど来の質問と若干ダブるんですけども、職員のやはり退職が相次いでいるという状況で、しかも、その要因がいわゆるメンタルヘルスに関わる問題というのがあったり、昨年度来は女性職員がたくさん退職されたりということで、非常にやはり心を痛める問題であります。

一つは、次年度に向けたいわゆる補充計画といいますが、人員計画、採用が、前年度も計画の採用が結果的には実現しなかったわけですから、要するに定数に足りないでスタートせざるを得なかったということですから、次年度以降に向けた定員の拡充計画、状況というのはどうなっているかということについて伺いたい。

それから、3点目は、16ページの公民館の看板の撤去は分かりましたけれども、再建はどうかと、何も付けないままでいくのかということ、再建についてどうするのかということについてもちょっと説明いただきたい。

それから、もう1点目は、もう1点は、14ページの町営住宅の調査分析、改修に向けた調査分析が準備されておりますけれども、これは、新しい期でもありますので、特に町営住宅については、以前、建設課から長期の町営住宅の再建、再配置計画かな、いったものが出されておったというふうに思うんです。当面の4大事業等があつて、この計画については先送りということになったんですけども、ただ、ただ先送りというわけにはいかないの、こういう機会ですから、是非、町長には町営住宅いつ頃というのを考えていくのかということについても、考えておられるところがあれば伺っておきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

生理の貧困についてということで、男女共同計画参画の策定業務に関連して御質問をいただいたわけですが、男女共同参画計画自体が、取りまとめは総務課がやっておりますけど、各課のいろんな取組み、男女共同参画に関する取組みを整理した中の計画という形になりますので、全体的なお話ということでちょっとさせていただきますと、確かに現在、女性の生理の貧困という部分は問題になっておまして、情報によりますと自治体によっては先ほど言われた学校のほうに置いたり無償で配布したりというような事業を取り組まれている自治体もあると聞いております。

また、うちのほうは防災のほうの担当でございますので、防災の備蓄品に生理用品等を備蓄するというようなお話も今きいているところでございます。

具体的に言いますと、そういうことでございますので、将来的にはこの計画とかその中で整理できるものかと思っております。なかなか広い問題でございますし、具体的な御質問をいただいたんで、なかなか明確なお答えはできないんですけど、そのようなことでお願いいたします。



あと、次年度以降の採用ということですが、現在、技術職員の採用試験を行っておりまして、2次試験を8月の下旬に行う予定だったと記憶しております。一応、1名は採用したいということで考えているところでございます。あと、事務職につきましては、今後9月の試験を行いまして、5名程度採用を予定しております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、町営住宅の建替えの問題でございますけども、以前、建設課で考えるところの建替えの計画というのを確かに示させていただいておると。その後、4大事業の関係で先送りするという事になりましたので、その時点で一応保留をしているんですが、一応、昨年度、佐々町公営住宅等長寿命化計画を策定しております。

その中におきましても、この計画期間が令和3年から12年の計画をしているんですが、この期間の中で建替え計画についても再度考えようということでの位置付けになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

公民館の屋上の端のほうに取り付けております11枚のパネルが、横大体1メートル近く、見た目より大きい看板でございます。80センチから90センチぐらいあったと思います。

これが、容易に屋上に登れるようなものではなくて、手すりを登っていかないといけないということなので、常日頃の管理がなかなか難しいということから、国道にも近くて人通りが多いところありますので、今後、大型台風等による被害が起きるおそれもありますし、だから、今回は設置はそういう点を一応鑑みながら更新はしないと。ただ、公民館入り口に看板を立てておりますので、そちらのほうで対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

生理用品の配置の問題は、改めて御検討いただければというテーマでありますので、ここに直接の話ではないんですけども、是非この機会に喚起を申し上げておきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

職員の補充の計画については分かりました。是非、その計画的な採用とやはりその育成、それから、言われておりますコミュニケーション能力の向上と、それから、やはり感じるのはモチベーションをどういうふうに高めていくのかということと、やはりその辺はトップの意向が非常に重要だと思うんですけども、その職員のモチベーションをどう高めてどういうふうに仕事していただくかということについては、是非、知恵を絞っていただきたいと。

御苦労されていることはよく分かるんですけども、是非とも、この問題を抜きには佐々町の発展はないということ、私申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し

上げたいと思います。

町営住宅の長寿命化のことについては、ちょっと私のほうは、令和3年から12年度計画については、私、見落としていたのかもしれませんが。改めて教えていただきながら中身については御意見申し上げておきたいというふうに思います。

公民館の看板は、もう要するに当面は付けないということですね。でも、それについては特別問題はなかろうという御判断だということですね。それは分かりました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）  
駅舎のリノベーションについてお尋ねします。  
切符販売の——

議 長（淡田 邦夫 君）  
すみませんが、何ページ。  
2番。

2 番（川副 剛 君）  
13ページ、駅舎をリノベーションされるということですので私も楽しみにしているんですけども、電気工事で180万の予算を組んでいらっしゃるということで、観光情報センターございますよね。あそこも切符を販売しているのかなという質問なんですけれども、その駅舎の中に一緒に一本化してそこで販売ができないものなのか、お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

今回の駅舎の改修につきましては、切符販売のほうをMRさんの切符の分と合わせて西肥バスさんの切符の分も売るといふ形の計画を考えております。

現在のところは別々にしておりますけども、それを一緒にするという形の中で進めているところでございます。

それと、今回の改修につきましては、改修の費用につきましては、販売所の分の機器の電気工事の分もありますけども、交流スペースのほうの面積を少し増やしたという点での増という形になっておりますので、その点でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）  
今後、駅舎の中に情報センターを入れて一本化するというを想定していらっしゃるということではよろしいですか。分かりました。私の意見が、要は電気工事でも後々一本化されることを想定して電気工事をされたほうが、また改めて予算組むのも費用がかかるんじゃないかと思

って質問いたしました。

分かりました。ありがとうございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

おっしゃいますように、駅舎につきまして両方の事務のほうを行うようにしております、何度も言うようですが、工事につきましては電気の工事の分と合わせて2階のスペースのところを、面積を広げたところでの費用が増えたというところでの対処をさせていただいているというところになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

9ページ、先ほど6番議員が言われた公共施設の総合管理計画です。財政課長の説明で国のインフラ計画が見直しされて、総務省から要請がきているということですけど、企画財政課、県のほうから前々回の課長さんがなさって、公共施設管理計画においては、公共施設は8割、2割は解体して解くとかいろんな計画がありまして、その後の今日まで管理計画の状況がどうなったのかさっぱり分かりませんが、今回、この改訂の業務を委託される前段として、議会の前回の公共施設等管理計画の進捗状況ですか、それを議会か委員会のほうに出していただけるような計画はあるのかどうか、状況がさっぱり分からんし、国がオリンピックが終わって公共施設はもう出来上がったから、さあ、次は何をつくろうかなと、もくろんでおるんじゃないかなと私は考えるもんですから、インフラ計画がどんなことを言っているのか、総務省は、いつ頃からきたのか、そこら辺を分かれば、今少し説明いただければと思ひます。

それから、これはもう非常に難しいんですけど、13ページに河川費の項の中に堅山地区の法面保護工事が入っておりますが、河川費の中でこういうのが入る予算の組み方、建設課にお尋ねするんですけど、急傾斜地崩壊対策事業で河川費でありかなとちょっと思ったんですから、根拠か何か説明していただければ。

図面を委員会の図面を見せていただきましたら、たぶん、堅山住宅の法面だろうと思ひんですけど、ですから、あえて言うなら住宅管理費か土木総務費じゃないかと、私はぱっと一瞬思ったものですから、そこら辺のここに上げられた根拠をちょっと説明していただければと思ひます。

2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

**企画財政課長（藤永 大治 君）**

現在のこの総合管理計画では、全体方針ということで、40年間で少なくとも20%、その施設の保有量、床面積になりますけれども、40年間で少なくとも20%削減を目指していく必要がありますというところが全体方針の中の施設保有量の設定というところで、現在、計画をしているところでございます。

ですので、進捗という部分ではまだ5年程度しかたっておりませんので、新たな施設の床面積の削減というのは、あれ以降は佐々幼稚園であったり、旧診療所、第一保育所、里町内会集会所の解体程度かなと思っております。

それから、総務省からは具体的に通知が届きましたのが、令和3年1月26日付で令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項についてということで、総務省のほうから県を通じて通知が上がってきております。

以上でございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

建設課長。

**建設課長（川崎 順二 君）**

豎山地区法面保護工事でございますが、起債の事業の名称が、緊急自然災害防止対策事業債、自然災害防止事業、これは砂防事業で実施するという事になっておる事業でございます。

砂防事業の所管の関係で、この河川費の中に計上するようになっておりますので、今回、急傾斜地分として河川費の中に計上させていただいたところでございます。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

9番。

**9 番（須藤 敏規 君）**

今の豎山地区の関係ですけど、起債の目的で予算を組むというとはちょっといかがなものかと思うんです。

款項というのは、財政課長が一番御存じですけども、まず、これ駄目と思います、私は。起債の目的がそういう理由が付けば、全部起債ごとに款項はつくっていいってなるですよ。款項は本来的に触ったらいかんもんです、議決事項ですから。ですから、河川やったら河川、これやったら、近かったらやはりそこの住宅管理、住宅を守っておる土台ですから、家の。そう考えれば住宅管理費に入れるとか、それが無理だったら、町有地で土木総務費とかそういう考え方が私は通常じゃないかと思うんですから、これでよければもうよかですけど、これは予算の組み方の親元の財政課長しか分からんから、町長さんも財政なさっておったから御理解なさつとると思うんですけど。

もし、訂正したいなら次回にはこれは組み替えていただかんば、河川の中にこのあれをしたって、前どなたか町長がこの水路をつくれって言ってですね、河川費の中で取ったと、選挙前やったです。そういうのを覚えてますから。そういうことがありますから、ちゃんときちんとルールを守ってしていただきたいと思っています。

公共施設の関係につきましては、やはり成果です。どの部分を、公共施設をどうしてきたかというのは、管理計画では報告せんでよかごとになっておったんでしょか、どがんでしょか、状況が分からんもんですから、進捗状況が。もう所管委員会にでも何かの形で出していただければ、よく理解できると思うんですけど。2つ。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの土木費の河川費の中に組んでいると、この急傾斜ということで組んでいるんですけど、これはちょっと私もちょうと、今、話があればなかなか厳しいのではないかと。よく精査して次にやったときには修正があれば修正させていただきたいと思っていますけど、河川ではないわけですから、公営住宅の敷地なんですから、敷地ののり面の保護ですから、これがこれでいいのかというのはちょっと、私もちょうと財政上よく分からないんですけど調べさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

現在のこの本計画の進捗状況というところでございますけれども、先ほど申しましたように、全体の方針としては先ほど申しました40年間で20%削減を目指していくというところ、あとは、施設類形型の方針、例えば公的住宅とか分類して、小中学校、子育て支援施設、それぞれの基本方針というのが書いてありますので、その進捗状況と申しましてもなかなか現在まで先ほど申しました解体をした以外は、現状、施設の床面積の削減に向けた進捗というのは現段階ではまだ図られていないという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3問目です。  
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。要するに、今つくり上げた公的資産について分類をしていくという形になるわけですか。今までいろんな施設があったんですけども、これ全部が全部つくり替えるのじゃなくて、中身の資産関係について詳しく分類をしていくような改訂をなさいたいということなんでしょうか。

要するに、私言いたいのは、売却可能資産が幾らあるのか、解体するものがあるか、売却して売って財源にするのかを知りたいもんですから、本来的に言ったら、地方公会計の固定資産台帳を見たいわけです。そういうのを提供していただきたいというのが裏にあるものですから、何年か、2年前までいただいておりますから、今、参事が一生懸命頑張つてつくりよると聞いておりますから、できたら、1年前にしても令和元年かまではできておるとかなと想定するんですけど、今度決算の機会の折にでも、固定資産関係のを是非、議会のほうに提供していただきたいと、台帳をです。これがせんと分類ができないもんですから、これは公共用か公用か、それか売却できる資産が幾らあるんですかというのを知ってから決算に反映させるのは地方公会計の目的ですから。是非、ここらを要望しておきます、提出についてです。

以上です。回答は要りませんが、町長が出していただくと言っていたらいい。言わない。はい。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これにて質疑を終わります。これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第42号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第11 議案第43号 令和3年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、議案第43号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第43号 朗読）

次ページ以降につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、1枚めくっていただきまして、1ページになります。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。歳入。

3款国庫支出金、補正額12万9,000円、計2億8,176万8,000円。2項国庫補助金、補正額12万9,000円、計7,055万4,000円。

5款県支出金、補正額6万4,000円、計1億8,503万9,000円。2項県補助金、補正額6万4,000円、計581万1,000円。

6款繰入金、補正額、39万2,000円、計2億2,354万2,000円。1項一般会計繰入金、補正額39万2,000円、計1億8,925万1,000円。

8款諸収入、補正額1,000円、計52万6,000円。3項雑入、補正額1,000円、計52万3,000円。

歳入合計、補正額58万6,000円、計12億6,397万2,000円。

次のページです。歳出。

1 款総務費、補正額32万8,000円、計1,585万5,000円。3 項介護認定審査会費、補正額32万8,000円、計1,235万9,000円。

5 款地域支援事業費、補正額33万6,000円、計4,503万7,000円。3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額33万6,000円、計2,277万2,000円。

8 款予備費、補正額減額7万8,000円、計143万円。1 項予備費、補正額、計ともに同額です。歳出合計、補正額58万6,000円、計12億6,397万2,000円。

めくっていただきまして、3 ページです。

第1 表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。歳入。

2 款繰入金、補正額32万8,000円、計413万1,000円。1 項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

4 款諸収入、補正額1,000円、計1,000円。1 項雑入、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額32万9,000円、計668万1,000円。

歳出。1 款事業費、補正額32万8,000円、計665万7,000円。1 項包括的支援事業費、補正額、計ともに同額です。

2 款予備費、補正額1,000円、計2万4,000円。1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額32万9,000円、計668万1,000円。

次に、4 ページになります。

第2 表債務負担行為（保険事業勘定）。

事項、公用車リース料（認定調査用）、期間、令和4 年度から令和10年度まで、限度額338万8,000円。

事項、公用車リース料(包括的支援事業用)、期間、令和4 年度から令和10年度まで、限度額347万2,000円。

第2 表債務負担行為(サービス事業勘定)

事項、公用車リース料(介護予防ケアマネジメント事業用)、期間、令和4 年度から令和10年度まで、限度額338万8,000円。

次のページの5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書(保険事業勘定)のところは割愛を、総括のところは割愛をさせていただきます。

今回の補正につきましては、債務負担行為も計上しておりますけれども、3 台の公用車リース料を上げているところがございます。もう、こちらの債務負担行為同様ですけれども、保険事業勘定のほうで2 台のリースとして購入、また、サービス事業勘定のほうで1 台ということで3 台を上げております。

今回、その3 台のうち2 台は、平成15年と16年に購入した車両の更新ということになります。1 台につきましては、以前、リースで購入したやつがありますけれども、その再リースに係る費用が非常に高かったものですから、今回同時に更新をかける予定で計上をさせていただいているところがございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

昨日来から一般質問しました医療的ケア児のあれが9月18日から施行になっていくわけですけども、この中で任意事業の後ろのほうのサービス事業勘定になるかどうか分かりませんが、こちら辺でケア会議とか何か計画を前、介護保険の計画で見たような気がするんですが、

そういう問題についてもケア会議の中で専門性のある方が、どうしていくのかと話し合われていくという計画書を書いてあったように思うんですが、そういう形になると、これが自治体の義務の仕事になってくるわけです。

そういうことで、この予算関係が9月議会か何月議会、組み替えがあるという考えはないんでしょうか。上のほうに行くのかよく分からんとですけど、これ任意でやっていますから、法定化されて自治体の仕事としてしなくちゃいけなくなったら任意事業じゃなくなるものですから、そこら辺の考え方についてお尋ねをしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

申し訳ございません。まだ、いかんせん6月の法律交付ということで、今、議員御指摘のような一步前に進むような情報というのが入ってきておりません。今、御指摘のような形で障害福祉計画とかを御覧いただいたんだろうというふうに思いますけれども、現時点ではそういったケア会議とかそういった中で、健康相談センターとも十分に連携を図りながら進めては行くんですけども、ケア会議の中でももし必要な案件があれば検討していくというふうなことは考えてはいるところではございますけれども、もう少し国のほうから、また、県のほうから情報が入ってきた段階で様々な検討を加えていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

公用車の入れ替えということでもありますのでお尋ねをしておきたいのですが、今回は認定調査と、それから包括的支援事業費と、それからサービス事業勘定と介護予防ケアマネジメント事業ということで、それぞれに1台ずつということになっているんですけども。

一つは、車の仕様ですね、要するに軽自動車なのか普通車なのか、そして、もう一つは、介護移送ができる車なのか、要するに車椅子とか乗せられる車なのかということです。

それと。まずそれについてお答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

現在、使用しておりますのも軽自動車でございます。今回、購入といいますか、今回、予算計上させていただいておりますのも軽自動車でございます。介護移送ができるかということですけども、現時点の車は通常の軽自動車で基本的には認定調査員が認定に行くもの、また、そうではない包括的支援事業とか介護予防ケアマネジメントはそれぞれのスタッフが各地域に入っていくための移動、その職員の移動のための公用車というふうな考え方でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。



4 番（永田 勝美 君）

分かりました。言いたいのは、それぞれ職員が移動する際、大体2人しか、2人以上で移動することというのは非常に少ないかなというふうに思うんですけど、そうであれば、その要するにタイプとしては、ワゴンタイプの車椅子を1台乗せられるタイプの車を導入したらどうかと。そういう車であれば、様々な直接的な介護サービスというか、要するに移送サービスに活用できる条件があるというふうに思うんです。そういったことについてはあまり検討されていないのか、伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

そういったことも含めて、以前購入した11人乗りになるかと思うんですけども、キャラバンというワゴン車がございます。ただ、今、御指摘のように軽のワゴンタイプというふうなことは、ちょっと申し訳ございません、私どもあまり考えていなかったものですから、今回の補正と合わせて内部でまた検討をさせていただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

いや、あまり実情が分からないで言っているのかもしれないんですけども、今、軽自動車で車椅子を1台乗せて移送できる車というのは非常にたくさん走っているんです。こういう車が公用車であれば、様々な、端的な例で言えば緊急避難のときとか、様々な移送のときとか大いに活用できるのではないかと。

そういう車がやはり全体として不足しているから、やはり非常に厳しいことあるので、せつかならば、そういった車をそろえておくということは大事なんじゃないかなと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第43号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 発議第4号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。  
事務局長に朗読させます。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第4号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

ありがとうございます。  
お諮りします。発議第4号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。  
暫時休憩とします。

（14時25分 休憩）

（15時00分 再開）

— 日程第13 閉会中の委員会継続調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第13、閉会中の委員会継続調査に入ります。  
閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しています案件について、調査の申し出があつております。  
お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに決定いたしました。

— 閉会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、令和3年7月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会が7月28日に開会をいただきまして、本日まで3日間、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した議会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。

その間、提案を申し上げました専決処分の承認、条例改正、契約締結、補正予算など10件の議案に対しまして議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました議案につきまして、それぞれ慎重に審議をしていただき、適切な御決定をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思っております。

佐々町の新型コロナウイルス感染症対策に関する地域経済の活性化や町民の生活の支援のために対応策をといたしましても、今後、国県の動向を見ながらも、町としましても対応できるものにつきましては、積極的に皆さん方と一緒に取組みをやっていきたいと考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

今回、議会におきまして、議員の各位におかれましていただきました意見につきましては、御指摘もありました。それにつきましては、その対応に十分留意しながら町政の運営にあたっていかなければならないと心に銘じておるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染につきましても、東京都では昨日3,865人という結果で3日間連続の過去最高を更新したということで、感染力の強いデルタ株が急速に広がっておりまして、首都圏3県と大阪府につきましても緊急事態宣言をするということで検討がなされています。

県内では21人の昨日コロナ感染が見つかったところでございますけど、やはり1日の感染数としましても20人以上ということで、3日連続ということになっているわけでございます。

特にことしは熱中症と新型コロナウイルス感染症は欠かせない接点があるのではないかと思いますし、そういう状況が想定されますので、引き続き、緊急事態宣言地域、それからまん延地域、まん延防止地域につきましてもの往来というのをなるべく避けていただきますように心からお願い申し上げますとともに、人との接触、それからマスク、それから大人数での集まり等を十分注意していただき、感染予防に努めていただければと思っておりますし、大変暑い中でございますので、体調管理に十分注意していただきますように心からお願いを申し上げます。

結びになりますが、今後とも皆様方には町政発展のために御活躍いただきますように、心からお願い申し上げまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

閉会にあたりまして、私から一言お礼を申し上げます。

6月の改選後、初議会におきまして、全ての議案において慎重審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

しかし、町長報告にありました2件の和解及び損害賠償、専決処分した事件は、今後はあつてはならないことだと思っております。

執行は公僕として町民のために、議会はチェック機関として十分に機能を発揮しなければならないということを痛感いたしました。また、一般質問においては、今までは「検討する」で終わったこともありますが、期限を聞き、実施に向けた取組みと思っております。

今後も議会の皆様方のなご一層の活性化ということをお願いをしたいと思います。

話は全く変わりますが、テレビ報道では、コロナ感染者が7月29日では1万699名で、長崎県

では21名と大幅に増加してまいりました。町長報告にありましたが、佐々町では、医療従事者、役場職員の皆様のおかげでワクチン接種が順調に進んでおり、元の生活に戻ることを期待いたしております。

一方で、2020東京オリンピックが日本のメダル奪回が続いており、アスリートのコメントにももらい泣きをしておる毎日でございます。コロナ問題と東京オリンピックは切っても切れない問題と思いますが、終息を願うばかりでございます。

これからも夏本番で、本当に暑い日が続きます。また、雨不足も心配でございます。皆様におかれましては、健康に留意され、それぞれの議員活動にお励みをいただき、閉会にあたっての一言の御挨拶とさせていただきます。本当にお疲れ様でした。

以上で、令和3年7月第2回佐々町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(15時06分 閉会)